

大分県公共施設等総合管理指針（案）

平成27年5月

大分県

目 次

1	指針策定の趣旨	1
	（１）策定の背景と目的	
	（２）本指針の位置付け	
2	公共施設等の現状と課題	3
	（１）県有建築物	
	（２）公共インフラ施設	
	（３）公営企業施設	
3	財政及び人口の現状と課題	8
	（１）財政の状況	
	（２）人口の推移	
4	県有建築物の改修・更新経費の試算	9
5	公共施設等の管理の基本的な考え方	10
	（１）県有建築物	
	（２）公共インフラ施設	
	（３）公営企業施設	
6	その他	16
	（１）本指針の進捗管理	
	（２）国及び市町村との連携	

1 指針策定の趣旨

(1) 策定の背景と目的

本県では、県庁舎をはじめ保健所、県立学校施設、スポーツ・文化施設などの県有建築物のほか、道路、港湾などの公共インフラ施設を多数保有している。

これらの公共施設等^{*}の多くは、高度経済成長期や、バブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し集中的に整備されており、これまで県民の共通財産として、県民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、時間の経過とともに老朽化が進行し、今後、一斉に改修や更新の時期を迎えることから、そのための経費が多額にのぼることが見込まれ、本県の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

一方で、今後の少子高齢化や人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されるため、施設の用途を変更することなども検討する必要がある。

こうしたことから、本県では、公共施設等の状況を的確に把握した上で、施設保有のあり方や施設の機能発揮の方針を示すため、「大分県公共施設等総合管理指針」（以下、「本指針」という。）を策定する。

(2) 本指針の位置付け

本指針は、大分県長期総合計画、大分県行財政高度化指針及びその他の県計画と整合を図るものとし、県が保有する公共施設等の管理について、今後、概ね10～20年間を見通して、基本的な考え方を示すものである。

なお、今後の社会情勢等の変化、行財政改革の推進状況などに応じて、内容の変更が必要となる場合は、適宜見直しを行うものとする。

本指針をもとに、各個別施設毎の取組方針と具体的な実施内容、時期を示した個別施設計画を策定するものとし、その区分は次のとおりとする。

※ 公共施設等：公共施設、公用施設等の県の所有する建築物その他の工作物を言う。具体的には、いわゆるハコモノの他、橋梁・トンネルなどの土木構造物、公営企業の施設等を含む包括的な概念。（「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22付け総務省通知）

(個別施設計画の区分)

1) 県有建築物

- ① 県有建築物 (知事部局所管)
- ② 県有建築物 (教育庁所管)
- ③ 県有建築物 (警察本部所管)
- ④ 県営住宅

2) 公共インフラ施設

- (道路施設) ① 橋梁 ② トンネル ③ 舗装
- ④ 道路のり面工・土工構造物等 ⑤ 道路附属物
- (河川施設) ⑥ 治水ダム ⑦ 排水機場 ⑧ 水門 ⑨ 河川構造物
- (砂防施設) ⑩ 砂防施設
- (港湾施設) ⑪ 岸壁・物揚場 ⑫ 防波堤 ⑬ 護岸・堤防
- ⑭ 臨港道路
- (公園施設) ⑮ 公園
- (飛行場施設) ⑯ 飛行場施設
- (農業水利施設) ⑰ 農業用基幹水利施設
- (農業用防災施設) ⑱ 防災ダム ⑲ 地すべり防止施設
- ⑳ 排水機場
- (農地海岸保全施設) ㉑ 農地海岸保全施設
- (治山施設) ㉒ 治山施設
- (林道施設) ㉓ 林道施設
- (漁港) ㉔ 漁港
- (漁港海岸保全施設) ㉕ 漁港海岸保全施設

3) 公営企業施設

- ① 企業局施設 ② 病院局施設

2 公共施設等の現状と課題

(1) 県有建築物

○本県が保有する県有建築物は、平成26年度末現在で4,183棟、総延べ床面積は約229万3千㎡であり、主な内訳は、県立学校施設が約36%、県営住宅が約25%、庁舎等及びスポーツ・レクリエーション施設がそれぞれ約6%となっている。【表1】

○これらの多くの施設は、高度経済成長期及びそれ以降の昭和50年代を中心に整備されてきたほか、県民の文化やスポーツへの関心の高まりなど時代の要請に応え整備されてきた。

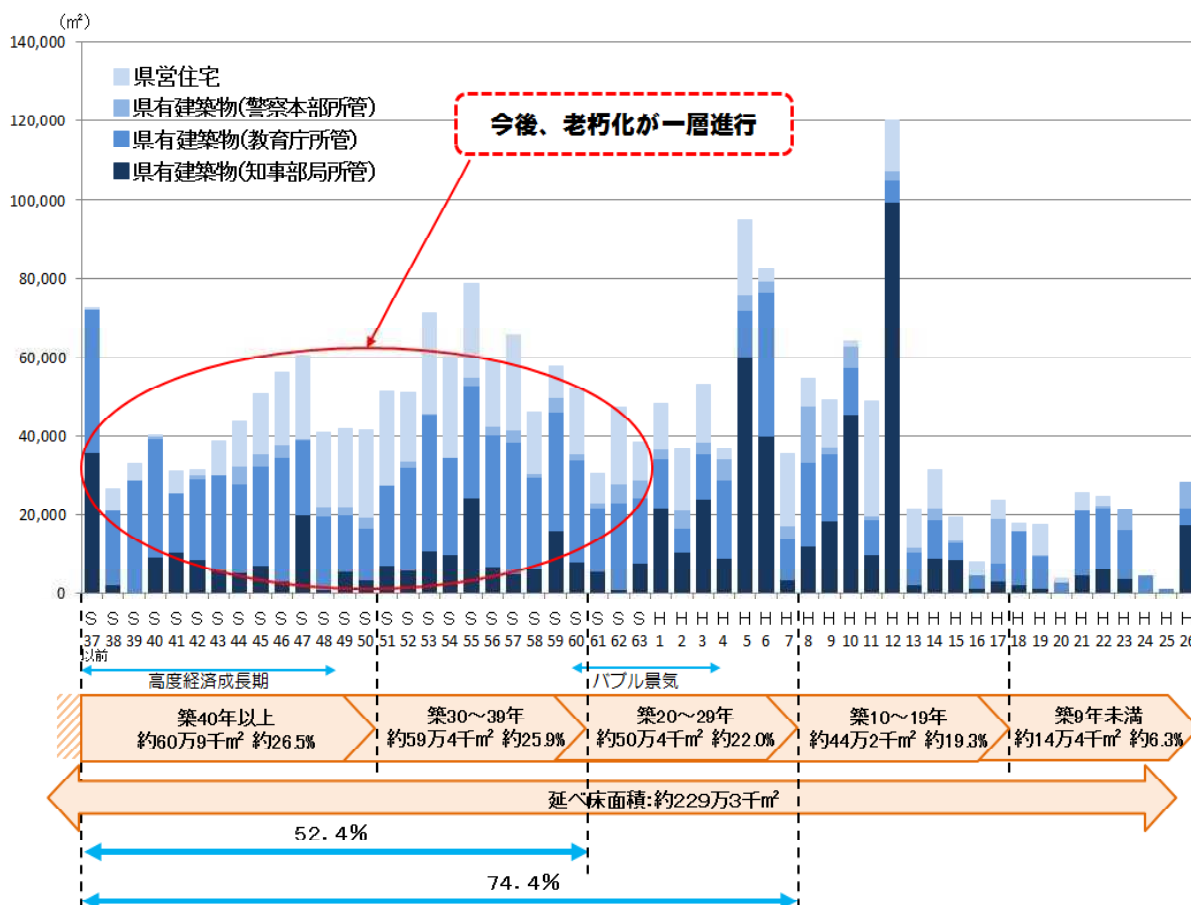
○建築年別では、築30年以上を経過するものが全体の約52%を占めるとともに、築20年～29年の建築物も約22%にのぼり、10年後には築30年以上のものが約74%を占める。【図1】

【表1】 県有建築物の保有状況及び用途別延床面積 (平成26年度末現在)

施設分類	棟数	延べ床面積		
		数量(㎡)	割合(%)	
① 知事部局所管	庁舎等	135	141,122.70	6.16
	福祉・保健・衛生施設	98	41,570.46	1.81
	産業系施設	444	100,954.52	4.40
	教育施設	164	66,782.09	2.91
	芸術・文化施設	6	87,161.59	3.80
	スポーツ・レクリエーション施設	178	137,204.46	5.98
	職員住宅	183	51,008.33	2.22
	その他の施設	94	25,665.47	1.12
	計	1,302	651,469.62	28.42
② 教育庁所管	県立学校施設	1,598	821,989.55	35.85
	社会教育系施設	75	56,944.64	2.48
	文化・体育施設	21	25,298.01	1.10
	教職員住宅	185	29,750.84	1.30
	計	1,879	933,983.04	40.74
③ 警察本部所管	警察署等	86	71,159.85	3.10
	交番・駐在所	281	17,613.79	0.77
	官舎・職員住宅	187	36,464.79	1.59
	計	554	125,238.43	5.46
④ 県営住宅	448	581,972.47	25.38	
合計	4,183	2,292,663.56	100.00	

【図1】 県有建築物の建築年別延床面積の状況

(平成26年度末現在)



(2) 公共インフラ施設

- 公共インフラ施設は、県民生活や経済活動を支える施設であり、本県では、橋梁やトンネルなどの道路施設のほか、砂防施設、農業水利施設など多様な施設を保有している。【表2】
- これらの施設は、高度経済成長期以降に集中して整備されているものが多く、建設から長い期間が経過しており、例えば、橋梁では、平成26年度末現在で約30%が架設後50年を経過し、10年後には半数以上の全体の約50%が50年を経過する状況である。
- また、トンネルにおいても、建設後50年を経過しているものは、全体の約10%であるが、20年後には半数以上の約54%が建設後50年を経過することとなる。【図2】

【表2】公共インフラ施設の保有状況

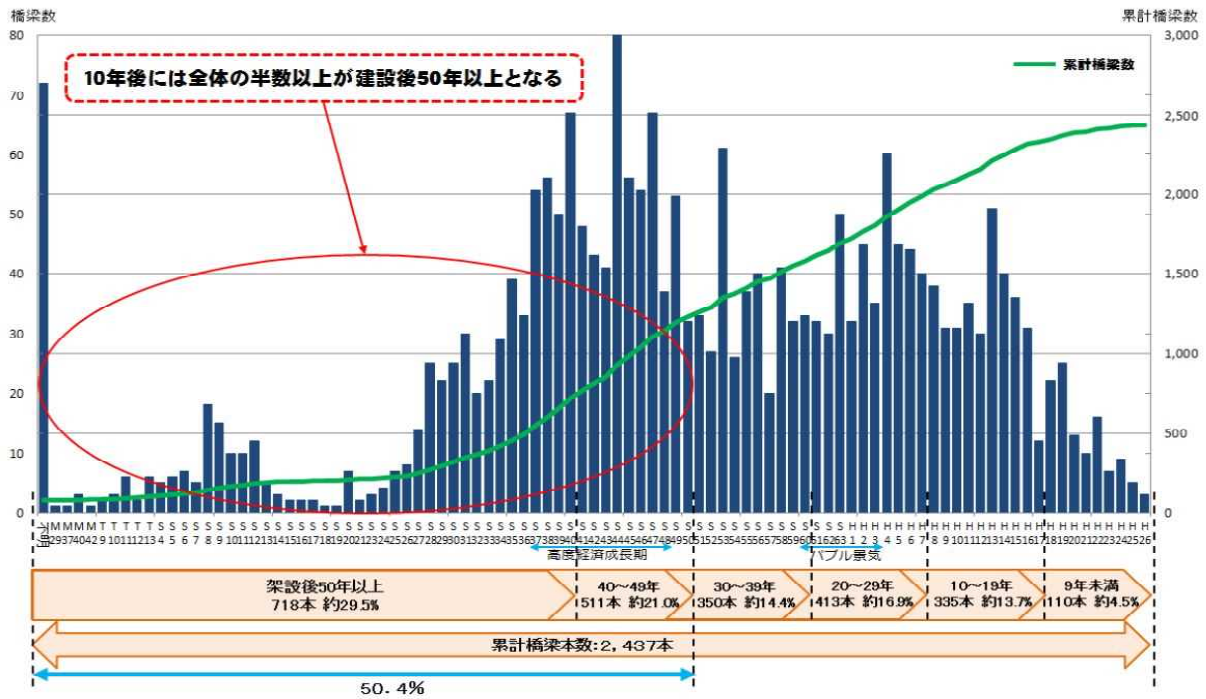
(平成26年度末現在)

施設名		施設数・延長等	単位
1 道路施設	① 橋梁	橋梁	2,437 橋
	② トンネル	トンネル(本体)	252 箇所
		トンネル(非常用設備)	48 箇所
	③ 舗装	舗装	3,244 km
	④ 道路のり面工・土木構造物等	のり面	3,671 箇所
擁壁(補強土壁・混合擁壁など)		1,123 箇所	
⑤ 道路附属物	照明設備、道路情報板、案内標識等	8,855 箇所	
2 河川施設	⑥ 治水ダム	ダム(本体、管理施設)	9 基
	⑦ 排水機場	排水機場	2 基
	⑧ 水門	水門	1 基
	⑨ 河川構造物	樋門・樋管	739 箇所
3 砂防施設	⑩ 砂防施設	砂防ダム	1,457 基
		急傾斜	1,250 箇所
		地すべり施設	81 箇所
4 港湾施設	⑪ 岸壁・物揚場	可動橋・人道橋	9 基
		浮棧橋	53 基
		係留施設	376 施設
	⑫ 防波堤	防波堤	34 km
	⑬ 護岸・堤防	護岸・堤防	136 km
	⑭ 臨港道路	臨港道路(橋梁)	15 橋
臨港道路(道路)		60 km	
5 公園施設	⑮ 公園	公園	4 公園
6 飛行場施設	⑯ 飛行場施設	飛行場基本施設	3 施設
		附帯施設	2 施設
		航空灯火施設	2 施設
7 農業水利施設	⑰ 農業用基幹水利施設	かんがい用ダム	14 基
		用排水路、頭首工、揚水機場、樋門	250 箇所
8 農業用防災施設	⑱ 防災ダム	防災ダム	11 基
	⑲ 地すべり防止施設	地すべり防止施設	9 箇所
	⑳ 排水機場	排水機場	6 基
9 農地海岸保全施設	㉑ 農地海岸保全施設	干拓堤防	7 箇所
10 治山施設	㉒ 治山施設	治山施設	2,268 箇所
11 林道施設	㉓ 林道施設	橋梁	4 橋
12 漁港	㉔ 漁港	漁港	12 港
13 漁港海岸保全施設	㉕ 漁港海岸保全施設	漁港海岸	9 箇所

【図2】橋梁及びトンネルの状況

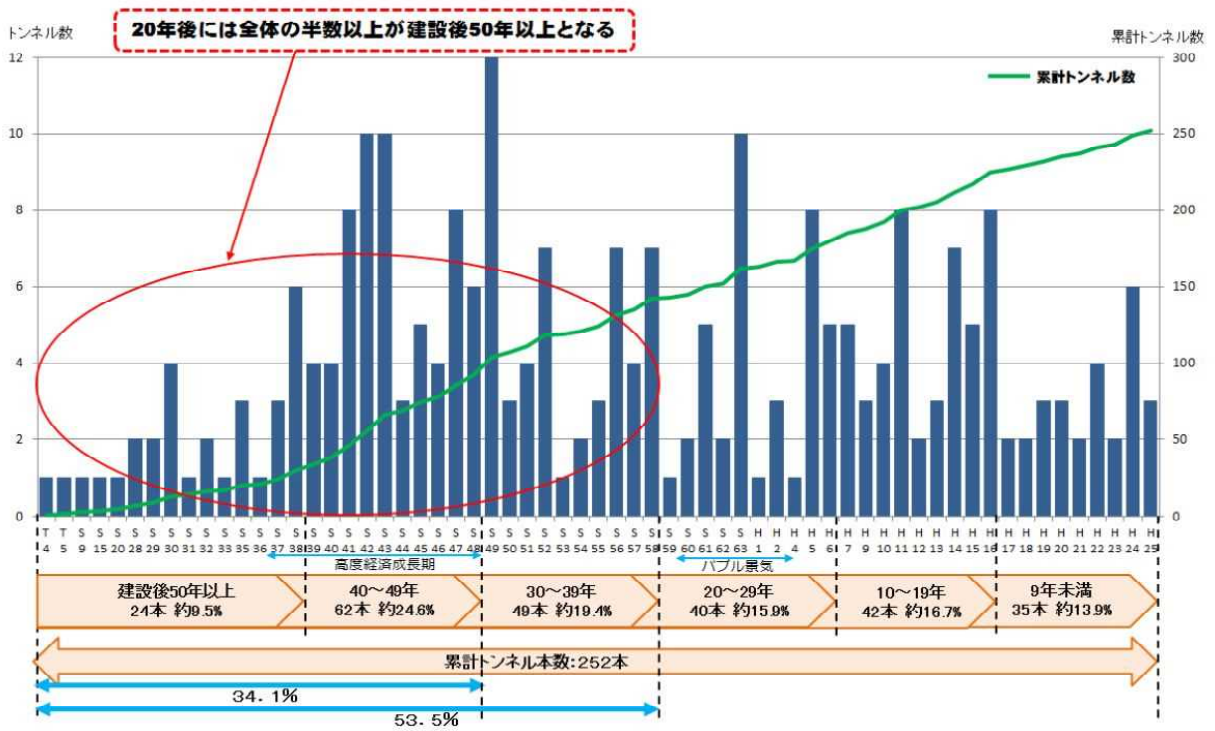
◆橋梁の設置状況（2,437橋）

（平成26年度末現在）



◆トンネルの設置状況（252箇所）

（平成26年度末現在）



(3) 公営企業施設

1) 企業局施設

○企業局は、電気事業や工業用水道事業を通じて地域経済の発展に寄与しており、本県の企業局施設は、水力発電所や太陽光発電所などの電気事業関係施設や浄水場や導水路などの工業用水道事業関係施設がある。

○これらの施設については、事業開始から60年以上が経過しているものもあり、各施設の老朽化が進行している。【表3】

2) 病院局施設

○病院局は、県民の健康保持に必要な医療を提供しており、本県の病院局は、病院本館などの施設がある。

○病院局施設についても、建築後20年以上経過しており、給排水設備等の老朽化が進行している。【表3】

【表3】各公営企業の施設の保有状況

施設名		設置年度	延べ床面積 ・延長等	単位		
① 企業局 施設	1 事務所等	1) 事務所・事業所	S47ほか	1,883.83	m ²	
		2) 宿舎	S38ほか	1,791.30	m ²	
	2 電気事業関係施設	1) 水力発電所	S27ほか	12	箇所	
		2) ダム	S32ほか	2	基	
		3) 詰所	S37ほか	888.13	m ²	
		4) 太陽光発電所	H25	1	箇所	
	3 工業用水道事業関係施設	1) 浄水場	S36ほか	2	箇所	
		2) 導水路	S36ほか	7,290	m	
		3) 送水路	S49	21,889	m	
		4) 配水路	S36ほか	48,239	m	
	② 病院局 施設	1 病院本館	1) 病院本館	H3ほか	41,468.35	m ²
			2) エネルギー棟	H3	2,096.60	m ²
3) 附属棟			H3ほか	384.44	m ²	
4) 三養院			H3	844.74	m ²	
2 院内保育園		1) 保育園	H4ほか	366.98	m ²	
3 宿舎		1) 医師看護師宿舎、医師宿舎	H4、H7	4,086.43	m ²	

3 財政及び人口の現状と課題

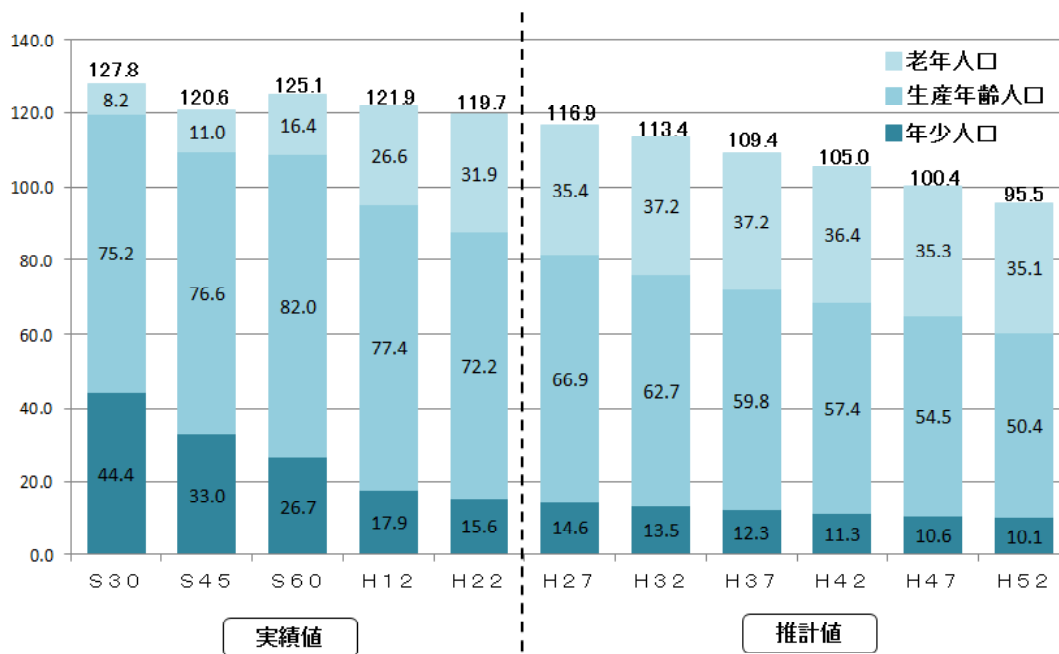
(1) 財政の状況

- 本県では、これまで総人件費の抑制や大規模施設の廃止など行財政改革に積極的に取り組み、行財政基盤の強化を図ってきたところである。
- しかしながら、今後、少子高齢化や人口減少などにより、税収の減少や社会保障関係費等の増大が見込まれるとともに、公共施設等の老朽化対策のための改修・更新経費の増加が見込まれ、引き続き厳しい財政運営が予想される。

(2) 人口の推移

- 本県の人口は、平成22年の約119万7千人から30年後の平成52年には100万人を下回る約95万5千人となり、24万1千人（△20.2%）減少すると推計されている。【図3】
- これまで、県有建築物は人口増加や県民ニーズの拡大にあわせ整備されてきたが、今後は、人口減少や人口構造の変化に伴い利用需要等も変化していくことが予想され、これらを踏まえた施設のあり方の見直しが必要となる。
- 一方、公共インフラ施設については、人口減少社会にあっても、県民生活や経済活動の基盤であることから、本来の機能を確実に発揮することが重要である。

【図3】本県の将来推計人口（単位：万人）



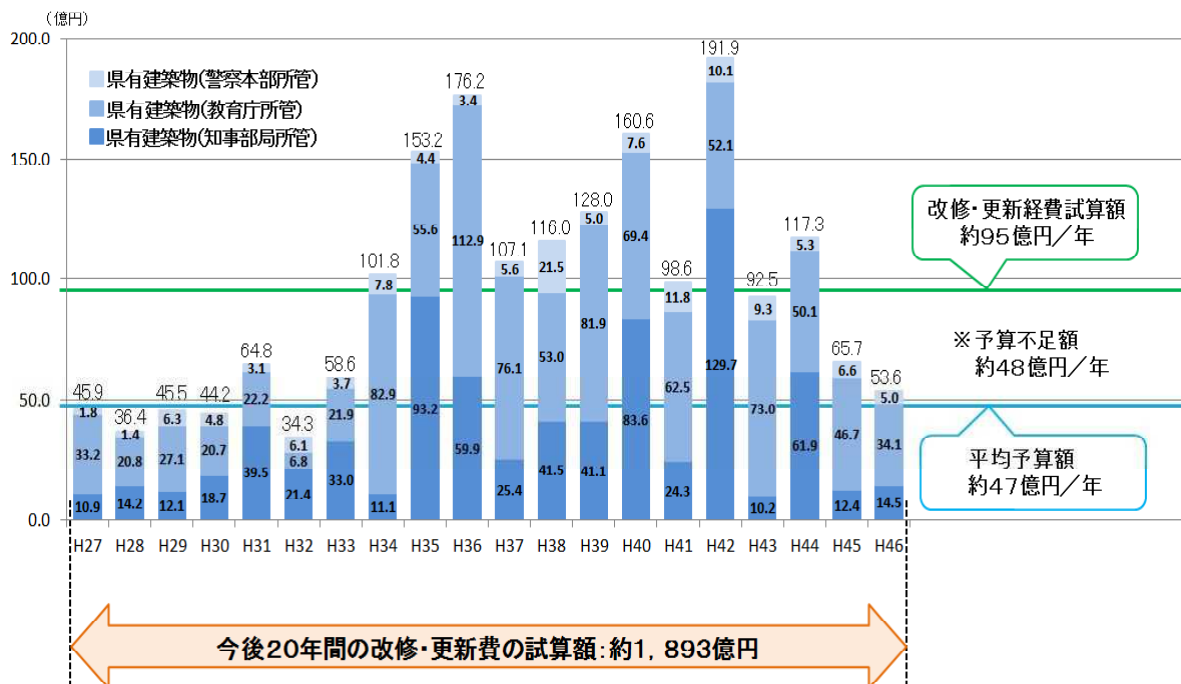
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2013版）」

4 県有建築物の改修・更新経費の試算

平成26年度末時点の県有建築物（県営住宅除く）をすべて保有し続け、大規模改修の時期を30年目、更新時期を60年目とし、今後20年間の改修・更新経費を試算した場合、総額で約1,893億円（年平均約95億円）が必要となる。

一方で、これまでの県有建築物に係る改修・更新経費の予算額は、過去5年間の平均で約47億円であり、仮にこの予算額を今後も維持できると仮定しても、年間約48億円が不足することになる。【図4】

【図4】 県有建築物の改修・更新経費の試算額（単位：億円）



<施設所管毎の改修・更新経費試算額の内訳>

(単位：億円)

施設区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	合計
県有建築物(知事部局所管)	10.9	14.2	12.1	18.7	39.5	21.4	33.0	11.1	93.2	59.9	25.4	41.5	41.1	83.6	24.3	129.7	10.2	61.9	12.4	14.5	758.6
県有建築物(教育庁所管)	33.2	20.8	27.1	20.7	22.2	6.8	21.9	82.9	55.6	112.9	76.1	53.0	81.9	69.4	62.5	52.1	73.0	50.1	46.7	34.1	1,003.0
県有建築物(警察本部所管)	1.8	1.4	6.3	4.8	3.1	6.1	3.7	7.8	4.4	3.4	5.6	21.5	5.0	7.6	11.8	10.1	9.3	5.3	6.6	5.0	130.6
合計	45.9	36.4	45.5	44.2	64.8	34.3	58.6	101.8	153.2	176.2	107.1	116.0	128.0	160.6	98.6	191.9	92.5	117.3	65.7	53.6	1,892.2

5 公共施設等の管理の基本的な考え方

本県の公共施設等は、今後、急速に老朽化が進行し、その対策に要する経費が増大していくことが見込まれる。厳しい財政的制約の中で、いかに計画的、効率的に対応していくかが重要な課題である。

このため、今後の公共施設等の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的な管理について基本方針を定め、この方針に基づいて取り組む。

(1) 県有建築物（知事部局所管、教育庁所管、警察本部所管、県営住宅）

1) 基本方針

県有建築物は、以下の3つを基本方針とする。

① 施設総量の縮小

社会情勢の変化や施設の利用状況などを踏まえ、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。

② 施設の長寿命化

使用を継続する施設は、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。

③ 管理体制の一元化

施設の保安全管理を総合的かつ計画的に推進するため、管理体制を一元化する。

2) 具体的な取組

① 施設総量の縮小

- 人口減少などの社会情勢の変化や施設の利用状況等を総合的に勘案した上で必要性が低下している場合は、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。
- 用途廃止や集約化により不要となった施設については、用途変更の可能性を検討する。
- その上で利活用が見込まれない施設については、市町村への譲渡や民間への売却により処分する。
- 新たな施設の整備に当たっては、既存施設（国・市町村施設等を含む）の有効活用を検討する。整備を行う場合は、必要な機能や面積などを精査し、過大な施設とならないよう留意するとともに、民間活力の導入を検討する。

② 施設の長寿命化

- 施設の更新時には一時期に多額の経費が必要となることから、適切な維持管理により長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
- このため、施設の点検を着実に実施するとともに、使用頻度の高い中核的施設については、施設の損傷が顕在化する前に計画的な保全を行う「予防保全」に取り組む。
- 用途や使用頻度などから、予防保全による長寿命化が適さない施設については、不具合や損傷などに対応した事後保全を実施する。
- このほか、耐震化については、県立学校施設や県民利用施設などの躯体部分は完了しているが、今後は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、大規模空間を有する施設の吊り天井の落下防止対策に取り組む。

③ 管理体制の一元化

- 本指針及び個別施設計画に基づき県有建築物の保全管理を総合的かつ計画的に行うため、施設の保全管理に関するマネジメントを一元的に推進する体制を構築する。
- 本指針の推進及び、知事部局所管県有建築物の個別施設計画の進捗管理を行うため、総務部県有財産経営室に「施設保全推進班」を設置する。
- 教育庁所管県有建築物、警察本部所管県有建築物及び県営住宅については、それぞれ教育庁教育財務課、警察本部会計課、土木建築部公営住宅室において、各個別施設計画に基づく取組の進捗管理を行う。
- 上記の個別施設計画の所管課室は、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。
- このほか、電力自由化に対応した電力調達の一括入札や清掃管理・保安警備業務委託契約の集約化に取り組む。

3) 取組の効果及び対策

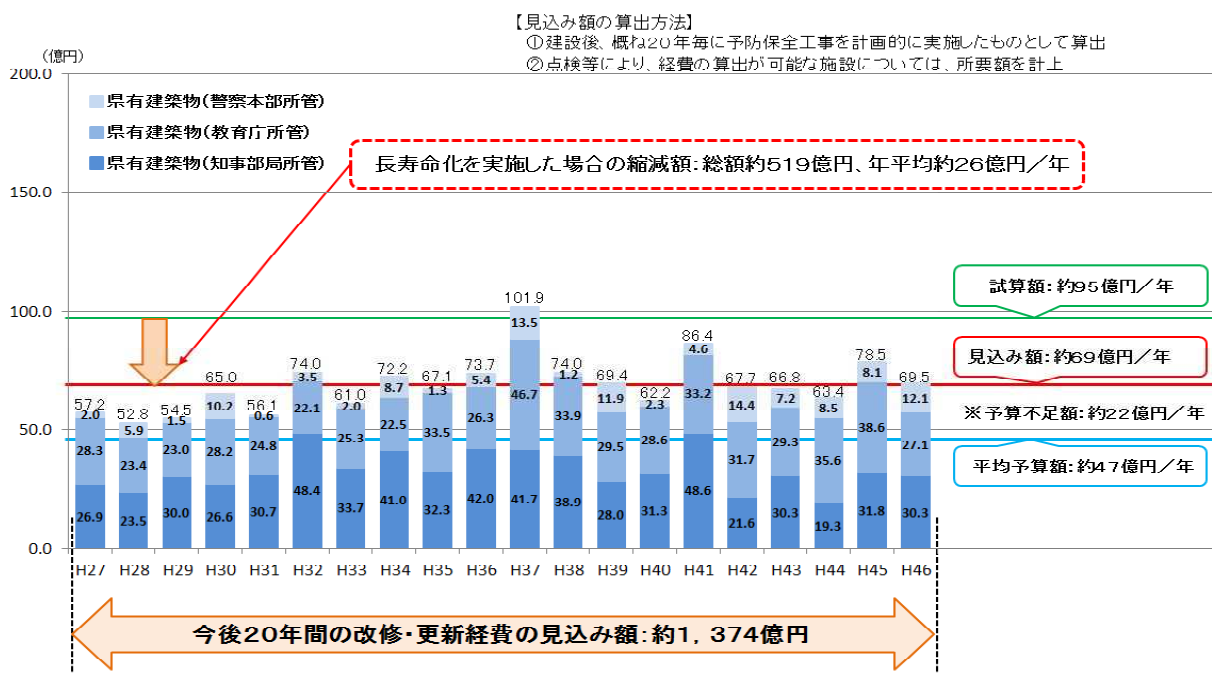
基本方針に基づき長寿命化する施設を県民利用施設などに重点化した上で、予防保全工事を実施した場合の改修・更新経費は、今後20年間で総額で約1,374億円（年平均約69億円）と見込まれる。

現有の県有建築物をすべて保有し続け、改修・更新するとした試算額約1,893億円（年平均約95億円）と比較して、総額で約519億円、年間約26億円の経費が縮減できる見込みである。

一方で、過去5年間の平均予算額（約47億円）と比較すると、年間約22億円不足すると見込まれるため、今後、大分県県有施設整備基金及び大分県立文化・スポーツ施設等整備基金への積立てを強化するとともに、有利な地方債を活用するなど財源の確保に努める。【図5】

なお、予防保全の導入によって施設の使用期間が延伸されるため、施設の長期的なトータルコストが低減されることになる。

【図5】長寿命化を実施した場合の改修・更新経費の見込み（単位：億円）



<施設所管毎の改修・更新経費見込み額の内訳>

(単位：億円)

施設区分	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	合計
県有建築物(知事部局所管)		26.9	23.5	30.0	26.6	30.7	48.4	33.7	41.0	32.3	42.0	41.7	38.9	28.0	31.3	48.6	21.6	30.3	19.3	31.8	30.3	656.9
県有建築物(教育庁所管)		28.3	23.4	23.0	28.2	24.8	22.1	25.3	22.5	33.5	26.3	46.7	33.9	29.5	28.6	33.2	31.7	29.3	35.6	38.6	27.1	591.6
県有建築物(警察本部所管)		2.0	5.9	1.5	10.2	0.6	3.5	2.0	8.7	1.3	5.4	13.5	1.2	11.9	2.3	4.6	14.4	7.2	8.5	8.1	12.1	124.9
合計		57.2	52.8	54.5	65.0	56.1	74.0	61.0	72.2	67.1	73.7	101.9	74.0	69.4	62.2	86.4	67.7	66.8	63.4	78.5	69.5	1,373.4

(2) 公共インフラ施設

1) 基本方針

公共インフラ施設は、以下の3つを基本方針とする。

① 機能の確実な発揮

施設の機能を将来にわたり安全かつ確実に発揮させるため、点検・診断を定期的に行い、補修・補強対策の優先順位を明確にした上で適切な時期に保全工事を実施し、長寿命化を図る。

② 必要性の十分な検証

社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案した上で必要性や費用対効果等を十分に検証し、施設を新設・更新、廃止する。

③ 施設情報の一元管理

点検結果や補修履歴等の施設情報を収集・蓄積し、一元的に管理した上で次の点検や補修等に活用する。

2) 具体的な取組

① 機能の確実な発揮

- 公共インフラ施設は、経済や暮らしを支えるとともに防災面においても県民生活に必要不可欠な施設であることから、安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが重要がある。
- このため、インフラ毎の特性を踏まえ点検・診断を計画的に実施し、施設の劣化・損傷の度合いや原因を把握する。
- 点検・診断の結果に基づき、劣化・損傷の度合いのランク付けを行い、補修・補強対策の優先順位付けを行う。
- 対策の優先順位付けに基づき、適切な時期に保全工事を実施し、施設全体の健全性を維持するとともに、長寿命化を図る。

② 必要性の十分な検証

- 社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案するとともに、費用対効果や周辺環境へ与える影響などを精査した上で施設の必要性を判断し、新設・更新、廃止する。
- 新設・更新時には、維持管理が容易な構造の採用や維持管理費の低減につながる新技術の導入を検討する。
- 農道や林道などは工事完成後、市町村等へ引き渡すとともに、県道等の整備に伴い生じた旧道敷等の処理を速やかに進める。

③ 施設情報の一元管理

- 各施設の所管課室は、点検・診断結果や補修工事の時期、工事内容などの施設情報を収集・蓄積するなど管理の一元化に取り組み、次回の点検や補修等へ活用する。
- 各個別施設計画に基づく取組の進捗管理は、各個別施設計画所管課室において実施する。
- このほか、国や市町村など他の施設管理者との情報共有及び課題の解決のため連携を図り、効率的な長寿命化対策を進める。

なお、上記①から③の取組に伴う財源を確保するため、国の交付金等を活用する。

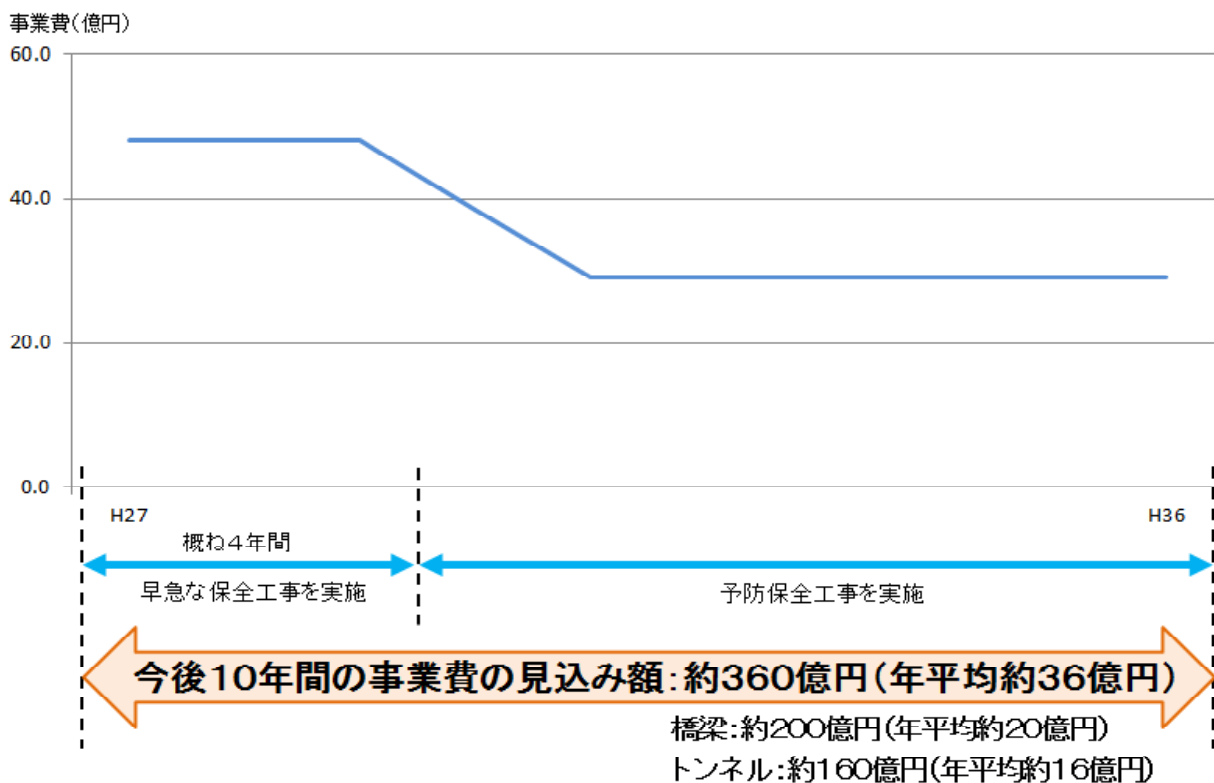
3) 取組の効果及び対策

基本方針に基づき施設の点検・診断を着実に進めながら、適切なタイミングで補修・補強・更新を行うことで、財政負担の軽減、平準化を図る。

例えば、橋梁・トンネルでは、平成27年度からの概ね4年間に劣化・損傷度合いの高い施設へ早急な補修対策を行うことにより、施設の安全性を確保するとともに、その後、予防保全の観点から対策を講じることが必要な施設については、対策の優先順位付けに基づき対策工事を実施する。

その結果、今後10年間の補修等対策に係る概算の事業費は、約360億円（年平均約36億円）、橋梁：約200億円（年平均約20億円）、トンネル：約160億円（年平均約16億円）と見込まれる。【図6】

【図6】橋梁及びトンネルの補修対策に係る今後10年間の概算事業費（単位：億円）



(3) 公営企業施設

1) 基本方針

公営企業施設は、県有建築物及び公共インフラ施設の基本方針を参考に、各公営企業の健全経営の枠組みの中で、計画的な施設管理を実施する。

2) 具体的な取組

① 企業局施設

- 電気事業関係施設は、地震対策など経年施設の適切な点検・修繕・改良を実施するとともに、企業局初となる発電所（大野川発電所予定）のリニューアル工事に取り組む。
- 工業用水道事業関係施設は、地震（津波）対策など、施設の適切な点検・修繕・改良を実施するとともに、給水ネットワークの再構築（平成29年度完成予定）に取り組む。

② 病院局施設

- 病院事業施設は、医療環境の変化や患者ニーズの多様化に対応し、継続して病院機能を維持するため、大規模改修工事を実施する（平成31年度完成予定）。

6 その他

(1) 本指針の進捗管理

- 基本方針に基づく取組を全庁的な認識のもと推進するため、県有財産利活用等検討委員会において本指針の進捗管理を行う。なお、取組の成果等について、県民へ情報提供する。

(県有財産利活用等検討委員会)

- 設置目的：県有財産の有効な利活用
- 主な所掌事項：未利用地等の有効活用及び売却処分
職員宿舎及び職員住宅の有効活用
大分県公共施設等総合管理指針の進捗管理
その他県有財産の有効活用を図るための全庁的な調整

<組 織>

委員長	総務部長
副委員長	総務部 審議監
委員	企画振興部 審議監
委員	福祉保健部 審議監
委員	生活環境部 審議監
委員	商工労働部 審議監
委員	農林水産部 審議監
委員	土木建築部 審議監
委員	会計管理局 会計課長
委員	教育庁 教育次長
委員	警察本部 警務部参事官
委員	企業局 総務課長
委員	病院局 病院局次長

(2) 国及び市町村との連携

- 国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効利用を検討する。